

【知事宛て文書 No.1】

2019年12月26日

島根県知事 丸山達也 様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

事務局長 保母武彦

連絡先：〒690-0044 松江市浜乃木5-10-25

TEL. 0852-22-7316 FAX. 0852-35-5128

E Mail : [info@midori-eneren.com](mailto:info@midori-eneren.com)

## 島根原発周辺30km圏内自治体が要請する「島根原子力発電所 周辺地域住民の安全確保等に関する協定」の改訂について

島根原発については、現在、2号機の適合性審査が継続されていますが、この審査が終了すると、地元自治体は島根原発2号機の再稼働に同意するのかが問われる局面を迎えます。

その際、立地自治体である島根県と松江市には、「事前に了解するか否かの権限」（事前了解権）が中国電力との安全協定で定められています。しかし、鳥取県と周辺自治体（出雲市、安来市・雲南市・米子市・境港市）には、中国電力から「報告」を受け、意見があるときには「意見を述べることができる」だけで、「事前了解権」がなく、立地自治体と差別的な扱いとなっています。このことについて、周辺自治体からは、いったん事故が起きれば周辺自治体の住民も放射能汚染被害を受けることになるため、立地自治体並みの「事前了解権」を強く求めていることはご承知のことと思います。しかし、中国電力及び松江市は、周辺自治体がこの安全協定を松江市並みの内容に改めることを強く拒否し、いまだに問題解決に至っていません。

福島事故を見ても、50kmも離れた飯館村が全村避難を強いられたように、原発事故の影響は遠方であっても重大なものとなります。周辺自治体が、住民の安全を確保するために「立地自治体並み」の権限を持つ安全協定に改定することは当然のことと考えます。

そこで、島根原発2号機の再稼働の地元了解に係る下記の重要事項について、知事の考えを伺いたいと考えますので、意見交換の場を設けていただきますよう要請します。

### 1. 安全協定における「事前了解」権について

島根原発再稼働に係る、いわゆる「安全協定」には、下記の3件があります。

A: 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（島根県、松江市と中国電力の協定）（以下「安全協定A」という。）

B: 「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（出雲市、安来市、雲南市と中国電力の協定）（以下「安全協定B」という。）

C: 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（鳥取県、米子市、境港市と中国電力の協定）（以下「安全協定C」という。）

このうち島根県知事が協定締結者として記名押印しているのが「安全協定 A」です。「安全協定 A」の標題には「周辺地域住民」という言葉があり、その前文には「周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする」と謳われています。しかし、第 6 条第 2 項は、「丙（中国電力）は、原子炉施設の重要な変更を行おうとするときは、事前に甲（島根県）及び乙（松江市）の了解を得るものとする」（甲乙丙のカッコ内地名は引用者が注記）として、事前了解の当事者から周辺自治体（出雲市、安来市、雲南市、及び鳥取県、米子市、境港市）は除外されています。

なお、事前了解の権利を与えられなかった出雲市、安来市及び雲南市は「安全協定 B」において、原子炉施設の「重要な変更」の時には中電から「報告」を受け、「意見があるときは、・・意見を述べるができる」という状態に置かれています（第 5 条）。また、鳥取県、米子市、境港市は「安全協定 C」において、原子炉施設の「重要な変更」の時には中電が「報告」を行い、「相互に意見ができる」という状態に置かれています（第 6 条）。この程度の報告と意見交換であれば、協定が無くても、一般民間企業と周辺住民との間でも日常的に行なわれていることです。

この不平等協定の発端は「安全協定 A」にあり、その片棒を担ったのが島根県知事（当時）と県行政だったのです。過ちては改むるに憚ること勿れ（孔子）です。この点について、知事のご意見は如何でしょうか。

## 2. 周辺自治体への「事前了解権」の付与に反対する松江市の主張について

周辺自治体が「事前了解権」のある安全協定への改定を求めていることに対して、松江市は異を唱えており、合意が形成していません。松江市の意見は、「松江市内は P A Z を抱え、危険性は周辺自治体よりも高い」、「立地自治体と同じ安全協定の締結は、避難の際に周辺自治体から『我先に』逃げる住民が多くなり、松江市民の安全が守られない」という理由からでした。

しかし、「事前了解権」は、原発の増設等の建設計画や原子炉施設の重要な変更を行おうとする場合に地元住民が自立して判断・意志決定する権限であり、広域避難の混乱防止とは次元の異なる課題です。どんな事故でも避難時のパニックは心配されますが、隣接地域の住民を、「『我先に』逃げる住民」などに見下す地方自治体の態度は、いかがなものでしょうか。島根原発事故の避難計画では、P A Z から U P Z へと段階的避難を前提に積極的協力体制が計画されています。例えば『鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）』（鳥取県防災会議、平成 31 年 3 月）を見ても、松江市の心配を払拭するに足る誠実な計画となっています。同避難計画では、「島根県の避難者約 10 万人が鳥取県内を通過して避難」することを前提として、「島根原子力発電所に近い地域からの避難を原則とし、P A Z 避難完了後の U P Z 避難については島根原子力発電所に近い自治体から順次避難を開始し、避難の確実を期す。」とされています。あとは避難計画の実効性を高めることです。したがって、安全協定上の「事前了解権」と避難は対立関係ではなく、周辺自治体の「事

前了解権」を否定する理由にはなりません。

知事は、「安全協定 A」の共同締結者である松江市長の“誤解”を解くために、道理を尽くすべきではないでしょうか。

### 3. 地方自治法に則った県の役割発揮について

「事前了解権」をめぐる周辺自治体と松江市の意見の不一致は、「安全協定」レベルでの中国電力との個別協議では解決できる見通しは立たないでしょう。

第 1 に、両者の不一致を解消するためには、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成された『島根県地域防災計画（原子力災害対策編）』（島根県防災会議、第 19 次修正平成 31 年 3 月）に立脚すべきです。

この防災計画は、「災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、…（中略）…島根県、松江市、及び出雲市、安来市、雲南市（以下「関係周辺 3 市」という。）…（中略）…がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は公務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的」（第 1 章総則第 1 節）としています。関係する市が各々の市民の保護だけを考えるのではなく、隣接の市民を含めた「県民」保護という広い視野に立った目的を共有することが大切だからです。

第 2 に、原発事故の災害は広範な地域に関わりますから、基礎自治体だけでなく都道府県の役割が重要になります。地方自治法第 1 条の 2 は、「住民の福祉の増進を図ること」が地方自治体の目的であり、基本的責務であることを謳っています。そして、第 2 条第 5 項には、「市町村を包括する広域の地方公共団体」である都道府県が処理する事務として、①広域にわたるもの（広域事務）、②市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務）、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの（補完事務）の 3 項目が規定されています。

昨年、国の原子力規制委員会に対する、島根原発再稼働の新規制基準の適合性審査申請においては、まとめ役の島根県の「県が処理する事務」処理が不十分だったため、周辺自治体の意見は“参考資料”にとどめ置かれ、安全協定上唯一の「了解権」を持つ松江市の意見が“優先”されています。これでは、周辺 3 市をはじめとする全県民の納得は得られませんし、安全は守れません。

このような事態を二度と繰り返さないためには、規制委員会の審査結果を待たずに現行の安全協定を改定し、地方自治法に則った県の役割の発揮を期待いたします。

以上、意見交換に際しての、知事に対する質問及び意見を提出いたします。

（以上。）